

## どのような患者でも対象になるの？

- 医師が「看護師による特定行為」実施の必要性を判断し、手順書を交付すれば、年齢や疾患に関わらず対象になります。
- 医療保険の利用者も介護保険の利用者も対象になります。

## 他の訪問看護ステーションとの併用はできるの？

- 介護保険の利用者は併用可能です。
- 医療保険の利用者は、併用可能な場合があるので、各訪問看護ステーションにお問い合わせください。ただし、同一日の訪問はできません。
- 医療保険の場合、創傷処置関連の研修を修了した看護師は、他の訪問看護ステーションの利用者への同行訪問ができます。

## どのような診療報酬が請求できるの？

- 在宅療養指導管理料を算定することができます。
- 「訪問看護指示料 300 点」「手順書加算 150 点（6月に1回限り）」「衛生材料等提供加算 80 点」を算定することができます。

### 特定行為研修修了看護師と協働する医師の声



- 訪問看護指示書を交付しているステーションの看護師が適切な時に特定行為を実施することで、安心して協働でき、患者の処置を任せられます
- 報告内容がわかりやすいため治療判断がしやすく、早期対応ができます
- 診療時間が短縮できるため、より重症な患者など、他の患者の診療や処置に時間が使えます

### 看護師による特定行為を受けた利用者や家族の声



- いつも来ている顔見知りの看護師が処置を行ってくれることで、日頃不安に思うこと（器具のサイズや皮膚トラブルなど）を気軽に聞けるので、安心できます
- 生活リズムを崩さず、ケアを行う流れで処置もしてくれるので助かります
- 処置のために病院に連れて行かなくてもよいので、待つ時間や移動する時間がなくなり、交通費もかからなくなりました

## 特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

[厚生労働省] 特定行為に係る看護師の研修制度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

[日本医師会] 看護師の特定行為研修制度について  
[https://www.med.or.jp/doctor/sien/s\\_sien/009642.html](https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html)

[全国訪問看護事業協会] 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



厚生労働省 日本医師会



全国訪問看護事業協会

## 医師向け

# 訪問看護 de 特定行為

～医療と暮らしの架け橋となる訪問看護師の特定行為～

## 「特定行為に係る看護師の研修制度」 協働編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師と特定行為研修を修了した訪問看護師が協働することで、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として、看護師が患者に提供できるようになります。医師と訪問看護師が協力し合うことで、患者の在宅療養を継続できるとともに、医師の方々の負担軽減と働き方改革の実現に貢献します。

## 訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する輸液による補正



褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



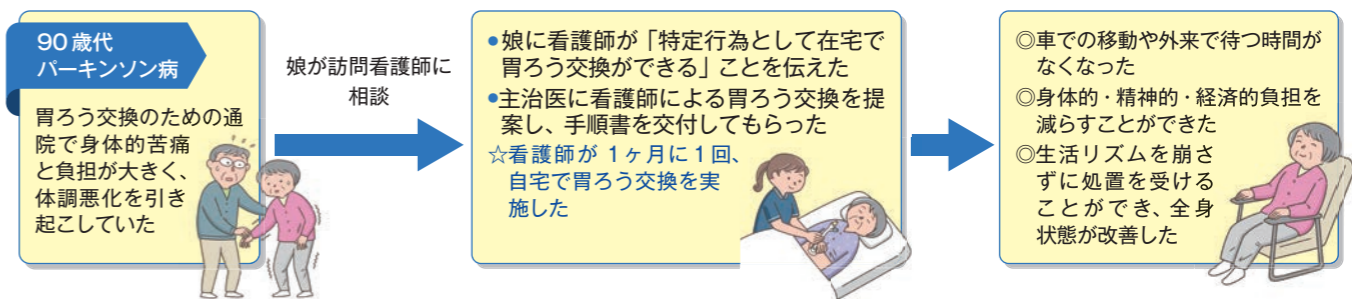
気管カニューレの交換



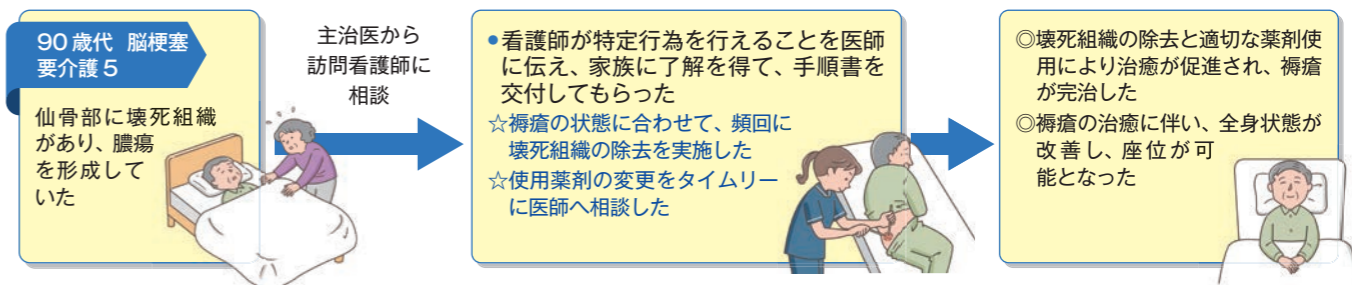
胃ろうもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

## 特定行為研修修了後の看護師の活動の実際

### ● ケース 1：胃ろうカテーテルの交換



### ● ケース 2：褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



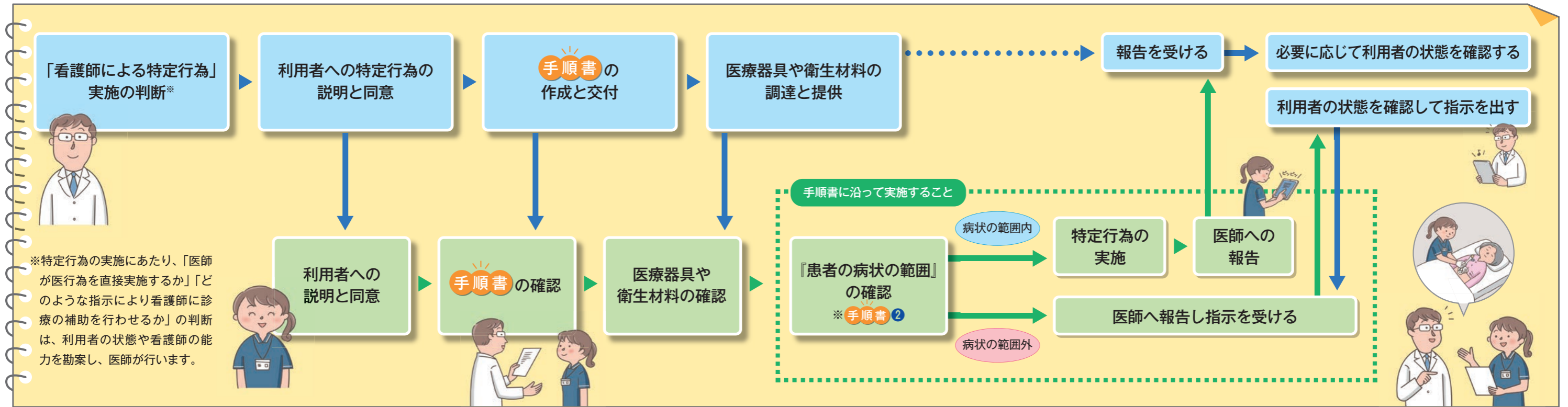
## 事例については、こちら

[全国訪問看護事業協会] 特定行為訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
 特定行為研修修了者の事例 <https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/casestudy/>



# 医師と特定行為研修修了者は、どのような流れで協働するの？

●以下のような流れで、医師と特定行為研修修了看護師が協働して、利用者へ特定行為を実施します。



## 手順書はどのように作成するの？

- 手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録です。
- 医師は、手順書を適用する際に、利用者を特定します。
- 手順書は、医師があらかじめ作成するものですが、必要に応じて看護師と連携して作成します。

## 手順書を交付する際の留意点は？

- 「手順書」と「訪問看護指示書」は違う様式で、交付する目的が違います。
  - ▶手順書：看護師に特定行為を行わせる場合に交付
  - ▶訪問看護指示書：訪問看護ステーションに訪問看護の依頼をする場合に交付
- 手順書は、訪問看護指示書と共にコピーしてカルテ内に保管します（訪問看護ステーションは原本を保管します）。
- 手順書を交付した際は、訪問看護師への指導内容を指示録としてカルテに記録する必要があります。

## 手順書にテンプレートはあるの？

- 既存の手順書（厚生労働省ホームページ等からテンプレートを入手可能）を利用し、利用者の個性に合わせて記載すると簡便にできます。
- 下記の「手順書に必要な記載事項」以外にも具体的な内容を記載することができます。（例：特定行為後、医師に確認してもらう頻度等）

### 手順書に必要な記載事項

- 1 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- 2 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- 3 診療の補助の内容
- 4 特定行為を行うときに確認すべき事項
- 5 医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- 6 特定行為を行った後の医師に対する報告の方法

## 手順書のテンプレート

手順書：胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換

- 1 【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、1～4のいずれかの場合。  
1. 内部ストッパーがバルーン型である  
2. 齧らう孔化し、カテーテルの交換が困難ではないことが確認されている  
3. 非X線透視下、非内視鏡下における、初回の交換ではない  
4. 何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けたり、破損したりした場合
- 2 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】  
 バイタルサイン、全身状態、病状が平常時と変化がない  
 出血傾向がない  
 カテーテル挿入部に感染がない  
不安定・緊急性あり  
担当医師に直接連絡し、指示をもらう
- 3 【診療の補助の内容】胃ろうカテーテル（バルーン型）または胃ろうボタン（バルーン型）の交換  
安定・緊急性なし
- 4 【特定行為を行うときに確認すべき事項】  
 意識状態、バイタルサインに異常がないこと  
 出血傾向がないこと  
 過去のカテーテル交換において、異常や交換の困難性がなかったこと  
 非X線透視下あるいは非内視鏡下初回の交換ではないこと  
 カテーテル挿入部の感染がないこと  
 患者が抵抗的ではないこと  
 交換後の腹痛がないか、あっても軽度であること  
 胃内容物の逆流が確認できること  
 交換後のカテーテルやボタンの可動性が良好であること  
 胃ろう部からの持続的な出血が認められないこと  
当てはまらない項目が1つでもある場合は、担当医師に直接連絡し、指示をもらう
- 5 【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】担当医師
- 6 【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】  
1. 担当医師に電話で直接連絡  
2. 診療記録への記載

※ポイント：  
本手順書はバルーン型に限定しているが、特定行為としてはバルーン型の場合もあり得る。腸ろうカテーテルも特定行為として実施可能だが、その場合は別途手順書の作成が必要。

## 実際の手順書

利用者の氏名：〇〇〇〇〇〇様

手順書：胃ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】  
内部ストッパーがバルーンタイプである。前回の交換時にトラブルがなく、2回目以降の交換である。定期交換の時期である。

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】  
バイタルサインが安定している  
意識レベル、病状が平常時と変化がない  
瘻孔からの出血がない 出血傾向がない  
胃ろう周囲の皮膚トラブルがない  
交換前のカテーテルの可動性が良好である

【診療の補助の内容】  
胃ろうカテーテル（バルーン型）または胃ろうボタン（バルーン型）の交換

【特定行為を行うときに確認すべき事項】  
意識、バイタルサインの問題がない  
交換後の腹痛、出血がない、あっても持続的なものではない  
交換後のカテーテルの可動性が良好である  
胃内容物の逆流が確認できる

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】  
主治医、当該診療科医師、または医療安全担当医師へ連絡する  
連絡先 ×××-×××-××××

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】  
1. 担当医師へその日のうちに連絡（FAX）  
2. 毎月の報告書への記載

××××年 ××月 ××日  
〇〇訪問看護ステーション 殿

医療機関名 〇〇〇〇〇〇〇〇  
診療科 〇〇〇〇〇〇〇〇  
医師氏名 △△△ △△△

利用者の個性に合わせて記載